

総合評価競争入札ガイドライン

(土木一式工事、舗装工事)

指導検査課

令和5年9月

<総合評価競争入札ガイドライン>

目次

1	はじめに	1
2	対象工事	2
3	技術評価点の審査及び評価	3
4	評価項目の設定〔簡易型〕	4
5	建設工事共同企業体の評価	27
6	技術評価等の確認について	28
7	履行状況による成績評定の減点について	30
8	よくある質問と回答	31

<参考>

総合評価競争入札（簡易型）の落札者決定基準

発注者指定工事実績証明書

橋梁等発注者指定工事実績証明書

企業合併等が行われた場合の雇用維持の考え方（別図）

総合評価競争入札ガイドライン（案）

1 はじめに

(1) 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、京都府が発注する建設工事（土木一式工事、舗装工事、橋梁工事等）において、総合評価競争入札を試行するにあたり、円滑な入札契約を実施するため、必要な手順等を示すことを目的としている。したがって、総合評価競争入札案件の共通的な内容を記述しているが、各案件の内容については、公告文や特記仕様書を確認の上、入札に参加すること。

(2) 総合評価競争入札とは

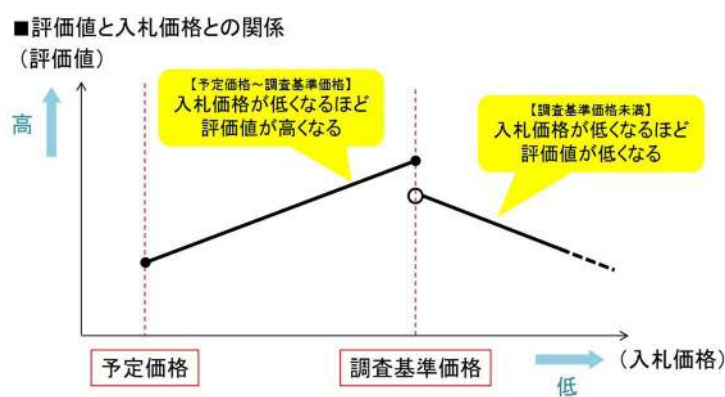
平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」とされ、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価競争入札の適用を挙げている。（図-1）

総合評価競争入札の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られる。また、技術力競争を行うことが民間企業における技術力向上へのインセンティブとなり、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

一方、調査基準価格未満の入札では、入札価格が低くなるほど評価値を下げることにより、ダンピングの排除とともに府内企業の下請・府内調達へのしわ寄せ防止を図る。（図-2）



（図-1）



（図-2）

建設業界においては、建設投資額がピーク時から大きく減少し、建設業者数、建設業労働者数とともに減少し、担い手不足が大きな課題となっていることを踏まえ、総合評価競争入札においても、令和2年10月から順次、「働き方改革の推進」、「災害時の緊急対応強化」、「生産性向上への取組」を評価する項目を設定したところである。

2 対象工事

(1) 標準型 技術提案を求める型式

ライフサイクルコストを評価する場合や大規模案件等の技術的な工夫の余地が大きい工事
京都府総合評価競争入札委員会で個別に落札者決定基準を定める【ガイドライン対象外】

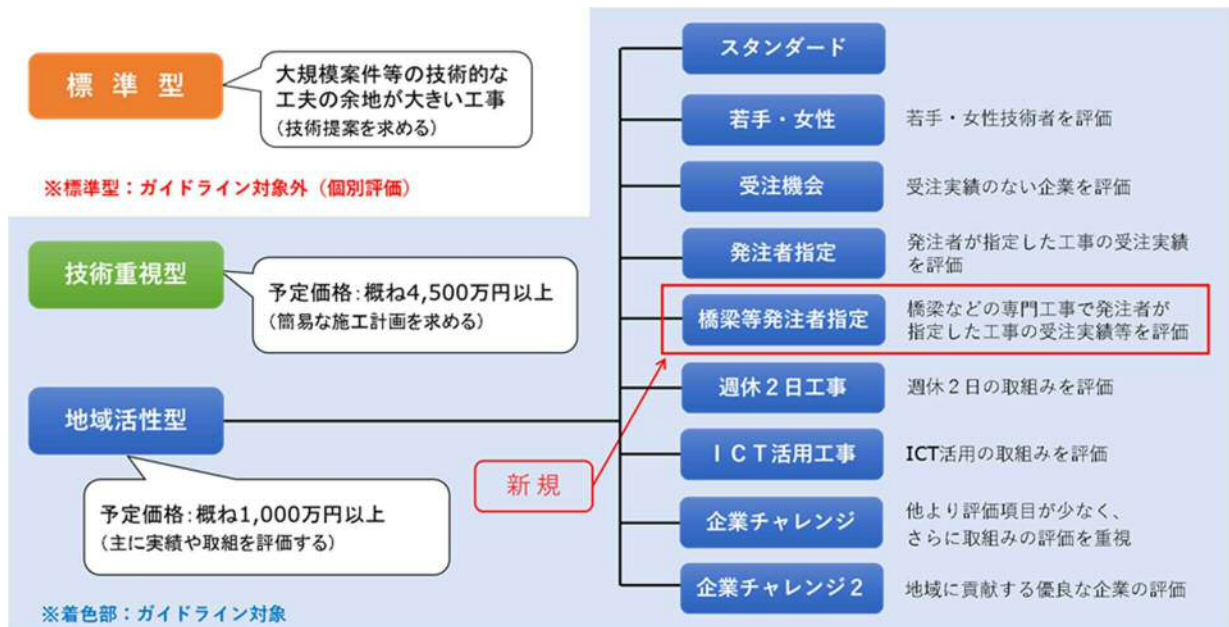
(2) 技術重視型 簡易な施工計画を求める型式

土木一式工事又は舗装工事で予定価格が概ね 4,500 万円以上のもの（図－3）

(3) 地域活性化型 主に実績や取組を評価する型式（簡易な施工計画を求める場合がある）

土木一式工事又は舗装工事で予定価格が概ね 1,000 万円以上のもの（図－3）

地域活性化型については、「スタンダード」、「若手・女性チャレンジ」、「受注機会促進」、「発注者指定工事評価」、「橋梁等発注者指定工事評価」、「週休2日工事促進」、「ICT活用工事促進」、「企業チャレンジ」、「企業チャレンジ2」の評価項目の異なる9種類の評価タイプを実施する。



(図－3)

3 技術評価点の審査及び評価

技術評価点は、あらかじめ設置する各ブロック技術審査会で審議の上、決定するものとする。

4 評価項目の設定

(1) 施工計画

ア 品質管理、施工管理・安全管理等

<技術重視型（必須項目）> 1～3 項目 各項目 2 点

<地域活性型（企業チャレンジタイプは必須項目、それ以外は選択項目）> 1 項目 2 点

評価内容	加算点
必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。	2点
必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる。	1. 5点
必要事項の記載が適切である。（共通仕様書程度）	1点
必要事項の記載が無いものがある、又は提案数が超過している。	0点
記載が無い又は不適	失格

(ア) 1 項目での施工計画に対する提案数は、3 提案までとし、4 提案以上があった場合、提案数が超過しているものとして 0 点とする。

提案技術数は 1 提案につき 1 技術とし、1 提案に複数の技術が記述されていると認められる場合は、その提案を評価の対象としない。ただし、以下の場合には評価の対象とする。

- a 当該技術の効果確認を目的として他の技術を組み合わせた提案
- b 同じ効果を目的とした主技術と切り離せない一体不可分（必要最小限度）の技術を組み合わせた提案

1 提案に工夫が見られる場合、1. 5 点を加算点とする。

2 提案以上に工夫が見られる場合、又は、提案が高度である場合、2 点を加算点とする。

(イ) 白紙や記述が不適な場合（品質管理が課題であるのに安全管理の記述になっている等）は失格とする。

(ウ) 現場条件をしっかりと調査し、これに対する課題の抽出、具体的な対応策の記載があれば工夫と認める。

(工) 具体的な記述がなければ工夫と認めない。

(オ) 民間技術を活用する場合は、使用用途や効果、注意点等が記載されていなければ、工夫と認めない。

(カ) オーバースペックは工夫と認めない。

- a ハイスペックの材料を用いることは、工夫と認めない。
- b 交通整理員の単純な増員は、工夫と認めない。

(キ) 発注者が指定した仕様（品質基準など）を変更するものは工夫と認めない。

- a 「用心鉄筋を 500mm 間隔のところ、250mm 間隔とします。」は工夫と認めない。

(2) 配置予定技術者

配置予定技術者について、複数の候補者を記入することは認めない。

ア 同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評点：1点

＜【土木一式工事】技術重視型及び地域活性型（予定価格：2,500万円以上のとき）＞

工事成績評定	加算点
80点以上	1点
77.5点以上80点未満	0.9点
75点以上77.5点未満	0.8点
72.5点以上75点未満	0.7点
70点以上72.5点未満	0.6点
67.5点以上70点未満	0.5点
65点以上67.5点未満	0.4点
65点未満、実績無し、又は調査基準価格未満の入札を行った者	0点

＜【舗装工事】技術重視型及び地域活性型＞

工事成績評定	加算点
80点以上	0.8点
77.5点以上80点未満	0.7点
75点以上77.5点未満	0.6点
72.5点以上75点未満	0.5点
70点以上72.5点未満	0.4点
67.5点以上70点未満	0.3点
65点以上67.5点未満	0.2点
65点未満、実績無し、又は調査基準価格未満の入札を行った者	0点

(ア) 国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人が発注した同規模工事で、入札公告日の前年度以前10年間及び入札公告日の年度中で入札公告日までの間に工事成績評定通知書が発行されたものを評価する。

(イ) 同規模工事の要件は次を標準とする。

a 予定価格が概ね4,500万円以上の土木一式工事又は概ね4,500万円以上の舗装工事の場合：最終請負額が2,500万円以上の土木一式工事又は舗装工事

b 予定価格が概ね2,500万円以上の土木一式工事又は概ね1,000万円以上の舗装工事の場合：最終請負額が1,000万円以上の土木一式工事又は舗装工事

(ウ) 当該工事の契約書の写し、監理技術者又は主任技術者として従事したことを証明するもの、工事成績評定を証明するものを提出する。

(エ) 当該工事の契約書の写し、監理技術者又は主任技術者として従事したことを証明するものについては、コリンズ（登録内容確認書(竣工登録)の写し）をもって替えることができる。

(オ) 工事の途中で技術者の交代がなされ、当該経験工事に従事した技術者が複数いる場合は、当該経験工事で従事期間が最も長い技術者のみを評価する。(従事期間が短い他の技術者は評価しない。)

イ 配置予定技術者が有する国家資格：1点

＜【土木一式工事】地域活性型（予定価格：1,000万円以上2,500万円未満のとき）＞

※企業チャレンジ・企業チャレンジ2タイプの場合(予定価格：1,000円以上4,500万円未満のとき)

配置予定技術者の有する国家資格	加算点
1級国家資格又は技術士	1点
2級国家資格者	0.5点
国家資格無し又は調査基準価格未満の入札を行った者	0点

(ア) 当該業種に関するものに限る。

(イ) 国家資格を証するものの写しを提出すること。(監理技術者証の写し可。ただし、国家資格欄が鮮明なものに限る。)

(ウ) 国土交通大臣特別認定者を除く。

ウ 配置予定技術者の従事している工事件数：-0.1点＜地域活性型＞

専任を要しない工事における配置予定技術者の従事している工事件数	加算点
従事している工事の件数 × (-0.1)	0～-1.0点

(ア) 国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人が発注した工事で、当該工事の入札参加資格確認申請書を提出した日に、元請の監理技術者又は主任技術者として従事している工事を対象とする。

(イ) 従事している工事は、全ての業種を対象とし、従事している工事全てを配置予定技術者調書に記載しなければならない。

なお、虚偽の申請を行った上で落札した場合は、指名停止等の措置を講ずることがある。

(ウ) 従事している工事とは、契約工期が当該工事の入札参加資格確認申請書を提出した日を含むものを指す。

(エ) 減点の範囲は、当該工事での同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評点又は配置予定技術者が有する国家資格での加算点以内とする。

(オ) 工事の件数は、契約単位で数える。ただし、合冊入札の場合は、その入札単位を1件と見なす。

(カ) 技術者の変更は、当該工事の入札時に申請した配置予定技術者としての最高評点又は配置予定技術者が有する国家資格の加算点と配置予定技術者の従事している工事件数の加算点の合計と同点未満である技術者の場合、認めない。

工 技術者の継続教育(CPD) : 0.8点 <技術重視型・地域活性型>

配置予定技術者の2年間のCPD取得単位	加算点
30単位以上	0.8点
15単位以上30単位未満	0.5点
15単位未満又は調査基準価格未満の入札を行った者	0点

【評価対象となるCPD】

(ア) 証明団体

(一社) 全国土木施工管理技士会連合会、(公社) 日本技術士会又は(公社) 土木学会(以下、「証明団体」という。)が証明するCPDを対象とする。

(イ) 有効なCPD単位

入札公告日を最終日として、過去2年間に取得した単位(入札公告日の2年前の日から入札公告日までの間に取得した単位)を有効とする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う有効期間の延長の措置については、別途京都府ホームページのお知らせのとおりとする。

(ウ) 有効な証明書

入札公告日と同一年度に発行された証明書に限る。

<参考図：総合評価競争入札における有効なCPDの考え方について>

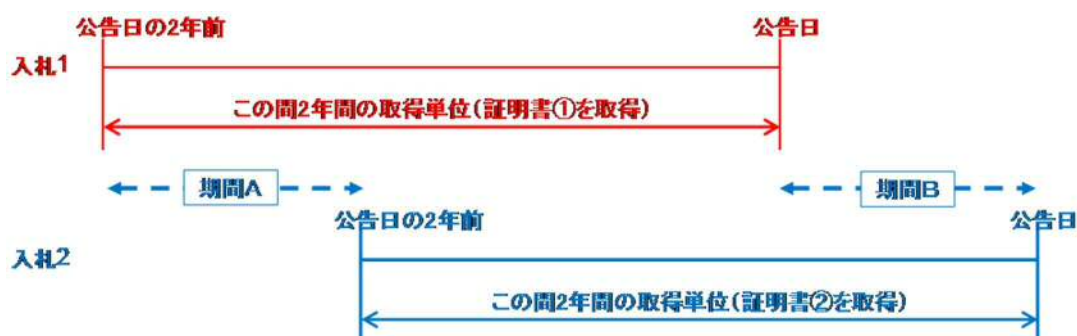


【CPD取得単位の確認方法等】

(工) 証明方法の考え方

時期の異なる入札案件毎に証明期間が異なるため、証明方法については以下のとおりとする。

<参考図：証明方法の考え方について>



○入札1： 証明書①

●入札2： 証明書②

又は

証明書①(入札公告日と同一年度内に発行された証明書に限る。)

- 「期間Aで対象外となった単位(自己申請)」

+「期間Bで新たに取得した単位（自己申請）」（自己申請に係るCPDの証明書は不要とするが、受講証明書（CPD認定プログラムに限る。）が必要）

(オ) 証明に必要な提出資料

証明団体において発行される学習履歴証明書（証明団体によって名称は異なる。）の写しを提出する。また、併せて、CPD単位の取得履歴がわかる資料（全国土木施工管理技士会連合会であれば学習履歴明細書）を提出する。

【留意事項】

(カ) 複数団体で取得したCPDの合計では評価しない。

例：全国土木施工管理技士会連合会 10 単位 + 日本技術士会 10 単位 = 10 単位（20 単位ではない）→ 0 点

【参考】

CPDに関する詳細（取得・証明等）については下記HPで確認できる。

(一社) 全国土木施工管理技士会連合会 <<http://www.ejcm.or.jp/>>

(公社) 日本技術士会 <<http://www.engineer.or.jp/>>

(公社) 土木学会 <<http://www.jsce.or.jp/>>

オ 1級舗装施工管理技術者資格：0.2点 <【舗装工事】技術重視型・地域活性型>

1級舗装施工管理技術者資格	加算点
資格有り	0.2点
資格なし又は調査基準価格未満の入札を行った者	0点

(ア) 資格を証するものの写しを提出すること。

(イ) (一社) 日本道路建設業協会が認めるものに限る。

(ウ) 入札公告日に有効な資格者証を有すること。

カ 若手・女性技術者の配置：1点 <地域活性型>

配置予定技術者	加算点
35歳以下の技術者を配置	1.0点
40歳以下又は女性技術者を配置	0.5点
上記以外の技術者を配置	0点

(ア) 年齢は、入札公告日時点の年齢とする。入札公告日時点とは、入札公告日の0時を指すものとする。（入札公告日が誕生日で41歳となったものは、40歳以下に該当するものとする。）

(イ) 年齢が分かるものの写しを提出すること。（運転免許証など。）

(ウ) 40歳以下の技術者又は女性技術者（以下、「若手・女性技術者」）を配置予定技術者として加算点を受けた上で落札した場合において、加算点の対象となった技術者は、同一年度では加算点の対象としない。

(工) 若手・女性技術者の途中交代は認めない。やむを得ない理由により、途中交代した場合において、交代後の技術者が入札参加資格確認申請時の加算点以上の若手・女性技術者でない場合は、「7 履行状況による成績評定の減点」の対象とする。

(オ) 若手・女性技術者が従事していないことが判明した場合は、「7 履行状況による成績評定の減点」の対象とする。

(カ) 「35歳以下の技術者」及び「40歳以下又は女性技術者」とは、以下の参考図のとおり。

<参考図：技術者の年齢と加算点について>

		35歳	40歳	
		▽	▽	
男性技術者	1.0点		0.5点	0.0点
女性技術者	1.0点			0.5点

(3) 建設機械保有

ア 経営事項審査において加点対象となる建設機械の保有状況：1点

＜【土木一式工事】技術重視型・地域活性型＞

経営事項審査において加点対象となる建設機械の保有状況	加算点
保有台数4台以上	1点
保有台数3台	0.9点
保有台数2台	0.8点
保有台数1台	0.7点
保有無し	0点

(ア) 経営事項審査において加点対象となる建設機械（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクター、ショベル、移動式クレーン、大型ダンプ又はモーターグレーダーで、それぞれ所定の要件を満足するもの。）の保有状況について加点する。

(イ) 次の書類により確認する。

- a 公告日が属する年度（以下当該年度）の2年前の4月1日以降の日を審査基準日とする「経営規模等評価結果通知書」の写し
- b 当該年度の2年前の4月1日以降の日を審査基準日とする「経営規模等評価申請書」の写し（受付機関の受付印の押印があるものに限る。）
- c 経営事項審査申請の手引き（京都府が作成した最新のもの）の建設機械保有状況提出・提示資料に示す資料を提出。ただし、各契約書については、提示ではなく、写しの提出が必要

参考HP <http://www.pref.kyoto.jp/kensetugyo/1300090670178.html>

(ウ) (イ) の a, b, c のうち、複数の書類で加点申請する場合は、対象機械が重複していないことが確認できる資料をあわせて提出すること。

イ 舗装専用機械の保有状況：1点

＜【舗装工事】技術重視型・地域活性化型＞

舗装専用機械の保有状況	加算点
複数台保有（長期リースによる保有を含む。）	1点
1台保有（長期リースによる保有を含む。）	0.5点
自社保有無し 又は 資料提出無し	0点

(ア) 舗装専用機械の保有状況について加点する。

舗装専用機械については、アスファルトフィニッシャー、ロードローラー、タイヤローラー及びモーターグレーダーとする。なお、自重が5トン以上であり、搭乗型のものに限る。

(イ) 以下の書類により確認する。（a～c全ての提出が必要）

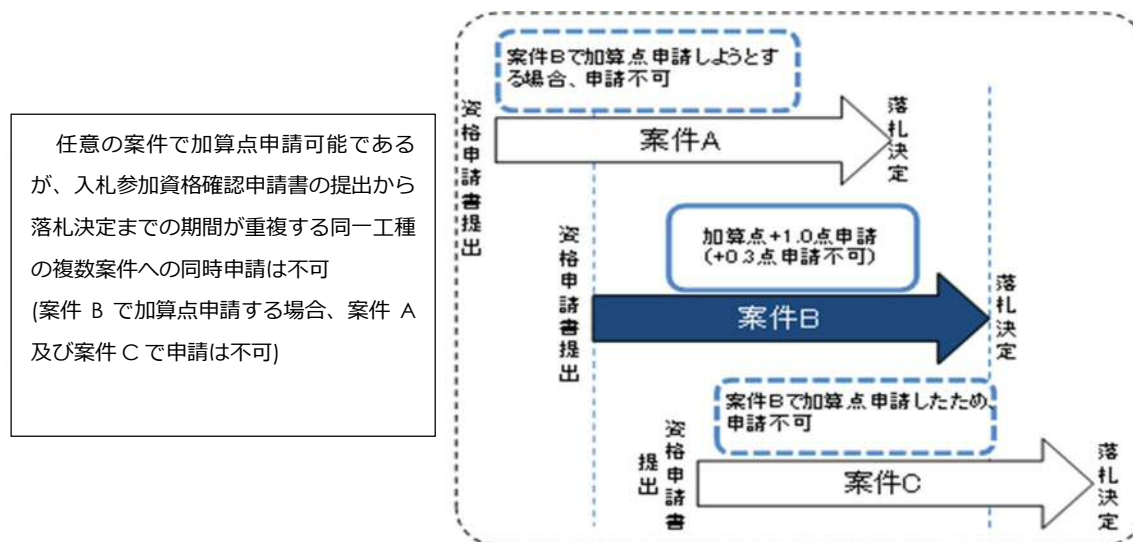
- a 当該機械の自動車検査証（オフロードやリースの場合は、契約書、譲渡証明書、販売証明書）等、所有又はリースの確認ができるものの写し
- b 同機械の管理台帳（整備記録）の写し（検査日が公告日以前、直近1年以内のもの）
- c 同機械の写真（全体像の確認できるもの及び機械に記された社名・品番が判読できるもの）

(ウ) (イ) のaのうち、リース契約の場合

- a リース契約書に記載のリース期間は、当該工事の公告日から工期末の期間を含む1年7ヶ月以上の期間が必要。ただし、自動更新特約があれば、それ以内でも可とする。
- b 共有所有名義・共有リース名義は認めない。
- c 法人の場合は個人名義の所有・リースは認めない。ただし、申請法人の代表者の個人名義の場合は認める。
- d 個人の場合は申請者本人以外の所有・リースは認めない。

【重複申請の禁止】（図－5）

- (カ) 任意の入札案件で加算点の申請は可能であるが、入札参加資格確認申請書の提出から落札決定日までの期間が重複する同一工種の複数案件に同時に加算点申請することはできない。
- (キ) 優秀賞「1点」の加算点を申請した上で落札するまでの間は、同「0.3点」の加算点を同一工種の入札案件に申請することはできない。



(図－5)

【複数の表彰実績を有する場合の取り扱い】

- (ク) 有効期間内に同一工種で複数の表彰実績を有していても、加算点の申請ができる対象は1つの表彰実績に限る。

ただし、表彰実績の工種が異なる場合は、工種毎に加算点の申請ができるものとする。

(例1) 2年連続して同一工種の優秀賞を受賞

- 加算点(1点)申請して落札→次回以降0.3点の加算点申請はできるが1点の加算点申請はできない。

(例2) 2年間で土木一式工事の優秀賞と舗装工事の優秀賞を受賞

- 土木一式で加算点(1点)申請して落札→次回以降土木一式で0.3点の加算点申請ができ、舗装も同様に加算点(1点)申請して落札→次回以降舗装で0.3点の加算点申請ができる。
- 工種毎の使用順序は問わない。

- (ケ) 有効期間内に同一工種で、優秀賞と奨励賞の表彰実績を有する場合は、優秀賞の表彰実績のみを加算点の対象とする。

(例3) 2年間で同一工種の優秀賞と奨励賞を受賞

- 加算点(1点)申請して落札→次回以降0.3点の加算点申請はできるが0.5点の加算点申請はできない。

(例4) 2年間で土木一式の優秀賞と舗装の奨励賞を受賞

- 土木一式で加算点(1点)申請して落札→次回以降土木一式で0.3点の加算点申請ができ、舗装で0.5点の加算点申請もできる。
- 工種毎の使用順序は問わない。

(5) 働き方改革・生産性向上への取組み

ア 週休2日工事の取組・ICT活用工事の取組：1点 <技術重視型・地域活性型>

週休2日工事の取組	加算点	ICT活用工事の取組	加算点
4週8休以上を実施する	1.0点	5つの施工プロセスを実施する	1.0点
4週6休以上4週8休未満を実施する	0.5点	3つ以上の施工プロセスを実施する	0.5点
実施しない又は過去に加点申請したが 取組みをしなかった	0点	実施しない又は過去に加点申請したが 取組みをしなかった	0点

(ア) 本工事において、週休2日工事又はICT活用工事に取り組む予定であれば加点対象とする。

(イ) 加算点を希望する場合は、入札参加資格確認申請書にその旨を記載すること。

なお、建設工事共同企業体においては、週休2日工事の取組及びICT活用工事の取組について、代表者と構成員の申請内容を統一すること。

(ウ) 加算点を申請した上で落札した者が、申請内容と合致した週休2日、ICT活用工事の履行を行っていることが確認できない場合は、「7 履行状況による成績評価の減点」の対象とする。また、以降、「加点申請したが取組をしなかった」ものとして取り扱う。

なお、受注者の責めに帰さない事由により、履行できなかった場合には、「7 履行状況による成績評価の減点」の対象とせず、「過去に加点申請したが取組みをしなかった」に該当しないものとする。

(エ) 「ICT活用工事の取組」における施工プロセスとは以下を指す。

- 1 3次元起工測量
- 2 3次元設計データ作成
- 3 ICT建設機械による施工
- 4 3次元出来形管理等の施工管理
- 5 3次元データの納品

(オ) 当該工事を完成させた場合の実施証明等については、各種要領による。

イ 週休2日工事の実績・ICT活用工事の実績：1点 <技術重視型・地域活性型>

週休2日工事の実績	加算点	ICT活用工事の実績	加算点
4週8休以上の実績がある	1.0点	5つの施工プロセスの実績がある	1.0点
4週6休以上4週8休未満の実績がある	0.5点	3つ以上の施工プロセスの実績がある	0.5点
実績がない	0点	実績がない	0点

(ア) これまでに、週休2日工事又はICT活用工事を実施した実績があれば評価する。(本工事で取り組むことは評価の対象ではない。)

(イ) 加算点を希望する場合は、入札参加資格確認申請書にその旨を記載の上、それぞれの実績を証明する実施証明書を提出すること。

(ウ) 国及び京都府が発注した工事における週休2日工事又はICT活用工事の実績を評価する。

(エ) 週休2日工事の実績は、発注工事と同じ工種の実績を対象とする。(土木工事の場合は土木工事の実績を評価の対象とする。)

(オ) ICT活用工事の実績は、発注工事とは異なる工種の実績も対象とする。ICTを活用したプロセスの種別も問わないが、同じ工事で実施していること。(A工事で2つのプロセス、B工事で1つのプロセスを実施していても、3つ以上の施工プロセスの実績がある、には該当しない。)

(カ) 除草工事での週休2日工事及びICT活用工事の実績は、対象としない。

(キ) 当該工事を完成させた場合の実施証明等については、各種要領による。

(6) 地域調達・雇用

ア 府内企業の下請：3点 <技術重視型・地域活性型>

自社施工率（1－下請率）及び下請中の府内施工率の事前申告により加点

府内企業の下請状況	加算点
$\text{申請点} = \frac{\text{下請率} \times \text{府内下請率}}{\text{(下請中の府内施工率)}} \times 3 + \frac{\text{(1-下請率)}}{\text{(自社施工率)}} \times 3$ <p>下請率 : 下請契約額 ÷ 元請負額 (府との契約額)</p> <p>府内下請率 : 府内下請契約額 ÷ 下請契約額</p>	0～3点
下請率100%	失格
調査基準価格未満の入札を行った者	申請点×(-1)
	-3～0点

(ア) 下請率、府内下請率、加算点とも小数第2位四捨五入、小数第1位止めとする。

(イ) 建設工事でない契約（例：ガードマンの契約等）は、下請契約に含まない。

(ウ) 下請契約額については、「労務費」「材料費」「機械経費」「賃料」等のそれぞれ一部を含むか否かにかかわらず、下請負人との間で契約を締結する金額の総額をいう。（材工共の下請契約も、下請契約を含む。）

(エ) 府外企業にしか施工できない工種を追加した場合、実績に応じた再計算加算点を算出する際は、その増工分を控除した上で加算点を算出するものとする。

(オ) 下請契約額については、一次下請までを対象とする。

(カ) 府内下請契約額とは、主たる営業所（本店）が京都府内にある者を下請負人とする下請契約額の総額をいう。

イ 指定資材の府内調達：1点 <技術重視型・地域活性型>

指定する資材が府内調達かどうかを事前申告により加点

指定資材の府内調達の状況	加算点
すべて府内調達（申請点：1点）	1点
一部府内調達（申請点：0.5点）	0.5点
府内調達無し（申請点：0点）	0点
調査基準価格未満の入札を行った者	申請点×(-1)
	-1, -0.5, 0点

(ア) 府内調達は、調達先の会社等が府内企業かどうかではなく、プラント、生産工場又は生産地の所在地が府内であるか否かで判断する。

(イ) ひとつのプラント又は生産工場が京都府と隣接県との府県境に存在し、それぞれの敷地に跨っている場合は、その営業所が京都府内にあれば「府内調達」、京都府外であれば「一部府内調達」とする。

(ウ) 府内調達等を求める主要資材がない工事等では、指定資材の府内調達を求めない場合がある。

ウ 「技術職員数」の維持：0.5点 <技術重視型・地域活性型>

技術職員数の減少状況により加点

技術職員数の減少状況	加算点
-10%≦減少率	0.5点
-20%≦減少率<-10% 又は 減少率<-20% かつ 2人以内の減少	0.25点
減少率<-20% かつ 3人以上の減少	0点

(ア) 3年前と比較して、「技術職員数」の減少状況を評価する。

(イ) 提出資料は不要とする。ただし、期間A(図-6)の間に次のいずれかに該当する者については、その経過がわかる資料を別途提出すること。



(図-6)

- a 建設業許可番号を変更している者
- b 商号又は名称を変更している者
- c 「府内建設業者の合併等に関する特例要領」に基づき特例措置を受けた者
- d 「建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格ならびにその資格審査の申請時期及び方法等」第10条により資格を承継した者
- e 会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生計画認可決定を受けた後、本府の入札参加資格の再認定を受けた者

(ウ) 当該年度の3年前及び当該年度の京都府建設工事競争入札参加資格審査(いわゆる格付)に用いた経営規模等評価結果通知書に記載された、全業種における1級技術職員数、監理技術者補佐数、2級技術職員数、基幹技能者数及びその他技術職員数の合計を比較する。

(エ) (イ) c から e までのいずれかに該当する者については、以下の「企業合併等が行われた場合の雇用維持の考え方」のとおりとする。

「企業合併等が行われた場合の雇用維持の考え方」(別図参照)

応募者が企業合併等を行っていた場合において、雇用維持の確認に使用する経審のデータについては、原則として、合併等後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用することとし、以下のとおりとする。

I 2以上の個人又は法人が会社法に基づく合併により新規法人を設立した場合(別図I)

①X-3年度中に改めて入札参加資格を得た新設法人

当該年度の3年前（X-3年度）：設立後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用

当該年度（X年度）：公告文どおり

②X-2、X-1年度中に改めて入札参加資格を得た新設法人

当該年度の3年前（X-3年度）：合併前の各法人（個人）の内、最も技術職員数の多い経審データを採用

当該年度（X年度）：公告文どおり

③X年度中に改めて入札参加資格を得た新設法人

当該年度の3年前（X-3年度）：合併前の各法人（個人）の内、最も技術職員数の多い経審データを採用

当該年度（X年度）：設立後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用

II 会社法に基づく合併によりその一方が存続又は営業の全部譲渡を受けた場合（別図II）

①X-3年度中に改めて入札参加資格を得た存続法人

当該年度の3年前（X-3年度）：合併等後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用

当該年度（X年度）：公告文どおり

②X-2、X-1年度中に改めて入札参加資格を得た存続法人

当該年度の3年前（X-3年度）：合併等により存続した法人の経審データを採用

当該年度（X年度）：公告文どおり

③X年度中に改めて入札参加資格を得た存続法人

当該年度の3年前（X-3年度）：合併等により存続した法人の経審データ採用

当該年度（X年度）：合併等後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用

III 会社法に基づく合併によりその一方が存続又は営業の全部譲渡を受けた場合で有資格者が消滅する場合（別図III）

①X-3年度中に消滅法人から入札参加資格を継承し、入札参加資格を得た存続法人

当該年度の3年前（X-3年度）：合併等後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用

当該年度（X年度）：公告文どおり

②X-2、X-1年度中に消滅法人から入札参加資格を継承し入札参加資格を得た存続法人

当該年度の3年前（X-3年度）：合併等により消滅した法人の経審データを採用

当該年度（X年度）：公告文どおり

③X年度中に消滅法人から入札参加資格を継承し、入札参加資格を得た存続法人

当該年度の3年前（X-3年度）：合併等により消滅した法人の経審データ採用

当該年度（X年度）：合併等後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用

IV 会社更生法及び民事再生法上の手続き後、入札参加資格の再認定を受けた場合

当該年度に再認定の経審データがあればそれを採用、なければ公告文どおり

工 業種毎に雇用している「技術職員数」：0.5点 <技術重視型・地域活性型>

業種毎の技術職員数により加算

等級	技術職員数	加算点	等級	技術職員数	加算点
土木S・I等級 舗装全等級	16人以上	0.5点	土木Ⅱ・Ⅲ等級	6人以上	0.5点
	13～15人	0.4点		5人	0.4点
	10～12人	0.3点		4人	0.3点
	7～9人	0.2点		3人	0.2点
	4～6人	0.1点		2人	0.1点
	3人以下	0点		1人以下	0点

(ア) 提出資料は不要とする。

(イ) 当該年度の京都府建設工事競争入札参加資格審査（いわゆる格付）に用いた経営規模等評価結果通知書に記載された、当該業種毎に認定されている1級技術職員数、監理技術者補佐数、2級技術職員数、基幹技能者数及びその他技術職員数の合計により加算する。

オ 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用：1点 <技術重視型・地域活性型>

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用	加算点
CCUSへの事業者登録及びCCUSの活用	1点
CCUSへの事業者登録無し	0点

(ア) 加算点を希望する場合は、入札参加資格確認申請書にその旨を記載すること。

(イ) CCUSへの事業者登録は、入札参加資格確認申請書受付期間の締切日時点において、CCUSへの事業者登録が完了し、（一財）建設業振興基金ホームページの登録事業者検索に反映されている場合に登録とみなす。なお、事業者登録を証明する資料の提出は不要とする。

(ウ) CCUSの活用は、本工事においてCCUSを活用予定である場合に加点する。過去に活用した実績があった場合でも、本工事において活用予定でない場合には加点しない。

(エ) CCUSへの事業者登録及びCCUSの活用の加算点を申請した上で落札した者は、完成検査時において、現場契約情報の出力帳票などCCUSの活用が確認できる資料を提出すること。なお、CCUSの活用が確認できない場合は、「7 履行状況による成績評定の減点」の対象とする。

ただし、受注者の責めに帰さない事由により、履行できなかった場合には、「7 履行状況による成績評定の減点」の対象としない。

【当面の運用】

(オ) CCUSの活用が、受注者のみの場合であっても活用したとみなす。

(カ) CCUSの活用について、CCUSカードのカードリーダーへのタッチ履歴など利用状況が確認できれば、利用回数等は問わない。

(7) 地域への貢献

ア 地域維持業務（除雪等業務委託又は小修繕工事）の実績：1点 <技術重視型・地域活性型>

地域維持業務（除雪等業務委託又は小修繕工事）の実績	加算点
冬期維持管理部門の表彰有り	1点
維持修繕部門の表彰有り	0.5点
表彰無し	0点

(ア) 加算点を希望する場合は、入札参加資格確認申請書にその旨を記載すること。加算点を受けるための申請があった場合のみ加点する。

(イ) 加点対象となる表彰は、工事箇所を所管する土木事務所長から贈呈された維持管理地域貢献表彰に限る。

(ウ) 表彰実績の有効期間は、表彰を受けた年（除雪等業務委託又は小修繕工事を行った年ではないので注意）の7月1日から翌年6月30日までとし、当該期間に公告を行う入札において評価する。

(エ) 表彰実績の評価を受けた上で落札した場合において、当該表彰実績の有効期間内に、再度、同じ表彰実績の評価を受けることはできない。

(オ) 任意の入札案件で加算点の申請は可能であるが、入札参加資格確認申請書の提出から落札決定までの期間が重複する複数案件に同時に加算点申請することはできない。

イ 災害協定の締結：1点 <技術重視型・地域活性型>

災害協定の締結	加算点
工事箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結している団体の構成員	1点
協定締結無し	0点

(ア) 入札公告日現在、当該工事箇所を所管する土木事務所長等と災害協定を締結している団体の構成員を加点する。

(イ) 加算点を希望する場合は、入札参加資格確認申請書にその旨を記載すること。加算点を受けるための申請があった場合のみ加点する。

(ウ) 加点対象者の確認は、災害協定締結団体から提出された名簿によることとし、加入証明書等の書類は求めない。

ウ 発注者指定工事の受注実績：1点 <地域活性型>

発注者指定工事の受注実績	加算点
過去2年間における発注者指定工事の受注実績が2件以上の者	1点
過去2年間における発注者指定工事の受注実績が1件の者	0.5点
受注実績が無い者	0点

(ア) 加算点を希望する場合は、入札参加資格確認申請書にその旨を記載の上、「発注者指定工事実績証明書」を提出すること。

(オ) 発注者指定工事は、箇所数が多い等、条件の厳しい点在工事や入札不調・不落が予想される工事

をいう。なお、発注者指定工事である場合は、その旨を当該工事の入札公告において明記する。

(ウ) 過去2年間とは、発注者指定工事の完成検査日翌日と入札公告日が2年以内のものを指す。

(カ) 発注者指定工事について、完成した工事の成績評定点が65点未満の場合は、受注実績に含めないものとし、成績評定点が65点以上の場合は、発注者指定工事実績証明書を発行する。

【発注者指定工事】

(工) 発注者指定工事の受注実績について、加算点を申請し落札した場合は、以降のその年度は、発注者指定工事の受注実績がない者として扱う。

(イ) 発注者指定工事の受注実績は、同一土木事務所管内の発注者指定工事の実績を対象とする。

(キ) 発注者指定工事を建設工事共同企業体を実施した場合は、代表者を含めた全ての構成員の受注実績とし、それぞれに発注者指定工事実績証明書を発行する。

工 橋梁等発注者指定工事の受注実績：1点 <地域活性型>

橋梁等発注者指定工事の受注実績	加算点
橋梁等発注者指定工事の受注実績が2件以上の者	1点
橋梁等発注者指定工事の受注実績が1件の者	0.5点
受注実績が無い者	0点

橋梁等発注者指定工事の企業としての最高評点：1点 <地域活性型>

橋梁等発注者指定工事の企業としての最高評点	加算点
80点以上	1点
75点以上80点未満	0.5点
75点未満、実績無し、又は調査基準価格未満の入札を行った者	0点

(ア) 加算点を希望する場合は、入札参加資格確認申請書にその旨を記載の上、「橋梁等発注者指定工事実績証明書」を提出すること。

(イ) 橋梁等発注者指定工事の受注実績及び企業としての最高評点は、京都府が発注する橋梁等発注者指定工事を対象とする。（同一土木事務所管内であることは問わない）

(ウ) 橋梁等発注者指定工事の受注実績及び企業としての最高評点の有効期間は、完成検査日翌日からとし、期限は橋梁等発注者指定工事評価タイプでの発注工事の規模や特性に応じ工事毎に設定の上、その工事の入札公告において明記する。

(エ) 橋梁等発注者指定工事の受注実績及び最高評点の申請について、加算点を申請し落札した時に提出した橋梁等発注者指定工事実績証明書は、有効期限にかかわらず、以降の入札において提出できないものとする。

【橋梁等発注者指定工事】

(オ) 橋梁等発注者指定工事は、橋梁工事や橋梁補修工事、法面工事などの専門工事が入札不調・不落が予想される工事をいう。なお、橋梁等発注者指定工事である場合は、その旨を当該工事の入札公告において明記する。

(カ) 橋梁等発注者指定工事について、完成した工事の成績評定点が6.5点未満の場合は、受注実績に含めないものとし、成績評定点が6.5点以上の場合は、橋梁等発注者指定工事実績証明書を発行する。

(キ) 橋梁等発注者指定工事を建設工事共同企業体を実施した場合は、代表者を含めた全ての構成員の受注実績及び評点とし、それぞれに橋梁等発注者指定工事実績証明書を発行する。

(8) その他

ア 主たる営業所の所在地：1点 <技術重視型・地域活性型(橋梁等発注者指定工事評価タイプ以外)>

主たる営業所所在地	加算点
現場の土木事務所管内	1点
現場の土木事務所管外	0点

主又は従たる営業所の所在地：1点 <地域活性型(橋梁等発注者指定工事評価タイプ)>

主又は従たる営業所所在地	加算点
京都府内	1点
京都府外	0点

(ア) 工事箇所を所管する土木事務所管内に主たる営業所を有する者を加点する。ただし、橋梁等発注者指定工事評価タイプの場合は、京都府内に主又は従たる営業所を有する者を加点する。

(イ) 提出資料は不要とする。

(ウ) 「出水時等に迅速対応が必要な河川・砂防工事」、「交通量の多い現道沿いの切土工事」など異常気象時における府民の安心・安全確保のため、緊急対応を必要とする工事のみを対象とする。

イ 受注実績：1点 <地域活性型>

受注実績	加算点
発注年度の4月1日から入札公告日までの受注実績が0件の者	1点
上記以外の者	0点

(ア) 京都府が発注する工事の受注実績を対象とする。

(イ) 受注実績が0件とは、入札公告日時時点で、発注年度の4月1日から入札公告日までの間に入札公告された京都府が発注する工事で落札決定された件数が0件であることを指す。(図-7)

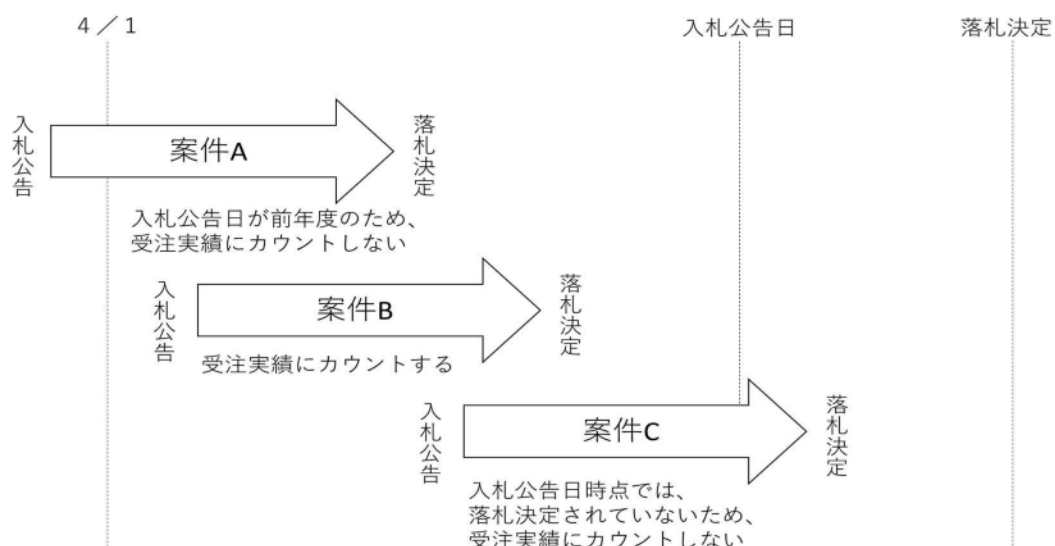
(ウ) 小修繕工事等は、受注実績の対象としない。小修繕工事等とは、小修繕工事、除草工事、除雪工事などの維持管理に関する工事を指す。

(エ) 随意契約による工事は、受注実績の対象としない。

(オ) 任意の入札案件で加算点の申請は可能であるが、入札参加資格確認申請書の提出から落札決定までの期間が重複する複数案件に同時に加算点申請することはできない。

(カ) 建設工事共同企業体が工事を落札した場合の受注実績の数は、代表者を含めた全ての構成員の受注実績とし、それぞれに1件と数える。

(キ) 承継、合併、法人成りなどのあった場合の受注実績は、承継、合併、法人成り後のものへ引き継ぐものとする。



(図-7)

ウ 短期間の集中受注：0.0001点 <地域活性型>

短期間における受注実績がない者	加算点
短期間に同一の発注エリアで落札決定された工事の受注実績が0件の者	0.0001点
上記以外の者	0点

(ア) 入札参加者による加算点の申請は不要とする。

(イ) 短期間とは、当該工事の開札日を含む過去7日間（土日祝を含む）を指す。 (ウ) 同一の発注

エリアとは、同一土木事務所等（京都、乙訓、山城北、山城南、南丹(美山出張所含む)、中丹東(舞鶴出張所含む)、中丹西、丹後(峰山出張所含む)の各土木事務所、港湾局、流域下水道事務所(浄化センター含む)、大野ダム総合管理事務所、各振興局農林商工部 等の入札事務単位)を指す。

(エ) 小修繕工事等は、受注実績の対象としない。なお、小修繕工事等とは、小修繕工事や業務委託などの維持管理に関する工事を指す。

(オ) 随意契約による工事は、受注実績の対象としない。

(カ) 認定業種が異なる工事は、受注実績の対象としない。

(キ) 建設工事共同企業体については、代表者を含めた全ての構成員のうち1者でも受注実績があった場合、当該共同企業体の受注実績の加算点は0点とする。

(ク) 建設工事共同企業体が工事を落札した場合の受注実績の数は、代表者を含めた全ての構成員の受注実績とし、それぞれに1件と数える。

エ 自由枠（チャレンジ枠）：1点 <地域活性型>

自由枠（チャレンジ枠）への取組	加算点
発注者が指定した取組みの内、2つに取り組む	1点
発注者が指定した取組みの内、1つに取り組む	0.5点
上記以外	0点

(ア) 発注者が指定した取組みに対して、本工事において、取り組む予定である場合に加点する。

(イ) 加算点を希望する場合は、入札参加資格確認申請書にその旨を記載すること。

(ウ) 発注者が指定した取組みに取り組むものとして、加算点を申請した上で落札した者は、完成検査時において、取組状況が分かる資料を提出すること。なお、申請内容に合致した取組みが確認できない場合は、「7 履行状況による成績評定の減点」の対象とする。

ただし、受注者の責めに帰さない事由により、履行できなかった場合には、「7 履行状況による成績評定の減点」の対象としない。

(エ) 発注者が指定した取組みは、工事成績評定における創意工夫とみなさない。

5 建設工事共同企業体の評価

(1) 建設工事共同企業体を評価する場合の取り扱い

ア 特定建設工事共同企業体を評価する場合

各評価項目（府内企業の下請け、府内資材調達の評価項目を除く。）について、構成員毎に評価し平均化した点数（構成員毎に算出した加算点を合算し、構成員数で除した点数）を特定建設工事共同企業体の加算点とする。なお、加算点については、評価項目毎に小数第3位を四捨五入の上、小数第2位止めとする。

（例：建設機械保有）A・B・C特定建設工事共同企業体の場合

A社：7台所有 1点、 B社：1台所有 0.7点、 C社：2台所有 0.8点

A・B・C特定JVとしての加算点は

$$(1点+0.7点+0.8点) \div 3 = 0.83点$$

イ 経常建設工事共同企業体を評価する場合

特定建設工事共同企業体を評価する場合と同様に評価する。

（例）C・D経常建設工事共同企業体でC社が優秀賞実績有り、D社が奨励賞実績有りの場合

C社：優秀賞あり 1点、 D社：奨励賞あり 0.5点

C・D経常建設共同企業体としての加算点は

$$(1点+0.5点) \div 2 = 0.75点$$

6 技術評価等の確認について

総合評価競争入札により発注した工事については、施工中及び検査において「施工計画」、「若手・女性技術者の配置」、「週休2日工事の取組」、「ICT活用工事の取組」、「府内企業の下請」、「指定資材の府内調達」、「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用」及び「自由枠（チャレンジ枠）」について、履行状況を確認する。

（1）入札時の申告内容等の把握

ア 施工計画

施工計画（技術提案）を求めた場合、その実施方法を施工計画書等により確認する。

（特記仕様書で規定し、初回打ち合わせ時に確認する。）

なお、提案内容の中に実施してはならないものがある場合は、当該打ち合わせ時に、その内容を実施しない旨、工事打合簿により指示する。

イ 府内企業の下請、指定資材の府内調達

入札時に受注者が申告した「府内企業の下請状況について」及び「府内資材調達状況について」を工事着手時に確認する。

ウ 自由枠（チャレンジ枠）への取組み

入札時に受注者が取り組むものとして申告した取組みは、その実施方法等を施工計画書により確認する。

（2）府内企業の下請状況

ア 一次下請企業の確認

一次下請が府内企業か府外企業かを施工体制台帳等で確認する。

※府内企業とは、「主たる営業所」（本店）が府内にある企業をいう。

※他府県に本店があり、京都府内に建設業許可のある営業所があっても府外企業である。

（××建設(株)京都営業所との下請契約でも、本店が府外なら府外企業として取り扱う。）

（3）配置予定技術者

ア 若手・女性技術者の配置

若手・女性技術者を配置されているか、現場確認等により確認する。

（4）働き方改革・生産性向上への取組み

ア 週休2日工事の取組

受注者から提示された現場閉所日数が確認できる資料により現場閉所日数の割合等を確認する。

イ ICT活用工事の取組

ICT活用工事の取組について、現場確認等により確認する。

(5) 地域調達・雇用

ア 指定資材の府内調達状況の確認

指定した資材の調達先が府内か府外かを、工事打合簿（材料承諾願）等により確認する。

※府内調達とは、府内で産出しあるいは府内企業により製造・加工されて出荷される材料等をいう。

※府内での会社や営業所の有無ではなく、あくまで工場やプラントの所在で判断する。

イ CCUSの活用

CCUSの活用状況について、現場確認等により確認する。

(6) 完成検査

ア 実績報告の提出

施工計画（技術提案）を求めた場合、その提案の履行が確認できる資料を作成・提出の上、検査時に履行状況の確認を行う。企業チャレンジ2においては、自由枠（チャレンジ枠）の取組状況が確認できる資料を作成・提出の上、検査時に取組状況の確認を行う。

また、府内企業の下請、府内資材調達についても、同様に、所定の様式を作成・提出の上、検査時に履行状況の確認を行う。

イ 工事成績評定

履行状況の確認の結果、入札時の申請内容と相違がある場合、工事成績評定を減点することがある。

7 履行状況による成績評定の減点について

(1) 減点方法

「施工計画」、「若手・女性技術者の配置」、「週休2日工事の取組」、「ICT活用工事の取組」、「府内企業の下請」、「指定資材の府内調達」、「建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用」及び「自由枠(チャレンジ枠)」の各項目において、入札時の申告内容が履行されなかった場合は、工事成績評定を減点することがある。

減点方法は、8点の減点を最大として、履行状況に応じて決定する。

$$\text{減点値} = 8 \text{点} \times (a - \beta) / a \quad (\text{少数点以下第2位四捨五入少数1位止め})$$

a : 当初の申請点

β : 達成度合いに応じて再計算した申請点

ただし、「府内企業の下請状況について」の評価は、その項目のみで $0 < a - \beta \leq 0.3$ の場合は、減点しない。

また、受注者の責めに帰さない事由により履行不能となった場合は、減点しない。

(2) 減点計算例

例1	入札時	府内下請	3		
		資材調達	1		
		申請点合計	7.5		
	履行状況	府内下請	2.7	→	$3.0 - 2.7 = 0.3$ 減点なし
		資材調達	0.5		
		申請点再計算	7.0		(資材調達のみ一部不履行)
	減点	:	$8 \times (7.5 - 7.0) \div 7.5 = 0.53 \dots$	→	0.5点の減点
例2	入札時	府内下請	3		
		資材調達	1		
		申請点合計	8.0		
	履行状況	府内下請	2.0	→	$3.0 - 2.0 = 1.0 > 0.3$ 減点あり
		資材調達	0		
		申請点再計算	6.0		
	減点	:	$8 \times (8.0 - 6.0) \div 8.0 = 2.0$	→	2.0点の減点

8 よくある質問と回答

Q 1 自社の技術評価点の内訳を知りたい。

A 1 発注機関の窓口において、所属会社及び氏名を証明するものを提示（照会文の提出は不要）の上、職員から口頭による回答を行う。なお、電話での回答には応じない。

施工計画の配点（品質確保、施工計画等の各項目毎の点数。ただし、評価内容までは回答しない。）、地域点、配置予定技術者配点、雇用点機械保有点、運転技術者保有点等を回答する。

なお、回答は、契約日（議会の承認が必要な案件にあっては、議会の承認後）以降に応じるものとする。

Q 2 失格や無効となった入札について、自社の技術評価点の内訳を知りたい。

A 2 失格の場合は、A 1 と同様の取扱いとする。無効の場合は、その理由により判断する。

Q 3 施工計画点について、どのような観点で配点されたか。

自社の提案は、もっと高い配点をいただけて思っていた。

A 3 配点については、「工事内容の理解の程度」、「現場熟知の状況」、「施工上のポイントの把握」などの点から、審査している。

なお、施工計画点の配点に当たっては、審査過程においては、恣意性を排除するため、入札参加者名を伏せて評価している。

Q 4 他の入札参加者の配点の内訳を知りたい。

A 4 落札結果等の公表内容については、すでにホームページで公表している「京都府総合評価競争入札試行要綱」において、「入札参加者名及び落札者名」、「各入札参加者の入札金額及び落札金額」、「各入札参加者の技術評価点」、「各入札参加者の評価値」としている。これ以外のことは、公表対象とはしていない。

Q 5 他の入札参加者の技術提案についての情報を知りたい。

A 5 他の入札参加者の技術提案については、各入札参加者個々の技術力、ノウハウが記載されており、公表することとしていない。

Q 6 国においては、総合評価の審査内容を通知するように改正されたが、府は行わないのか。

A 6 簡易型については、従来通り通知しない。標準型（国が総合評価を実施しているレベルのもの）については、必要に応じて通知している。

Q 7 総合評価入札委員会の審査の概要を知りたい。

A 7 審査委員会の議事概要については、京都府のホームページにおいて公開している。

Q 8 次年度以降の総合評価入札の取り組み方針は。

A 8 本年度の試行事案の検証を行う中で、判断することとなる。

Q 9 工事成績評定の通知書を紛失したが、再発行してもらえるのか。

A 9 京都府工事であれば、工事を特定（工事名・工事番号など）した上で、発注の土木事務所で写しが交付できる。

成績評定については工事検査完了後に閲覧に供しているものであり、情報公開請求により公開・非公開の判断をしなくても情報提供できる内容である。閲覧した書類が残っておれば、写しを交付する。既に処分されていても、当該成績評定の書類に記された内容について、奥書証明ができる。

Q 10 主任技術者又は監理技術者として従事した証明について、コリンズは認められるのか。

A 10 技術者従事の証明資料及び対象工事金額を証明する資料として、(財)日本建設情報総合センターの運営する実績情報システム（CORINS）における「登録内容確認書(竣工登録)」を認める。ただし、具体的な工事内容の実績を証明する資料としては、認めていない。

※ 例えば、トンネルの施工実績とか、Om以上の杭の施工実績というような場合の証明は、CORINS を認めない。

Q 11 建設機械の自社保有の項目について、排出ガス対策型でない古い機械ならば所有しているが、評価対象となるか。

A 11 評価対象となる。経営事項審査における建設機械の保有状況について、排出ガス対策型以外の機械についても認めていることを鑑み、当面の間、総合評価競争入札においても評価対象とする。

Q 12 京都府と隣接県との両方の敷地に跨るアスファルトプラントからの合材購入は、府内調達と認められるか。 ※ 府県境に存するプラントの場合であり、両府県に複数のプラント・工場を持つ場合ではない。

A 12 当該府県境に跨るプラント・工場の一連の敷地のうち、営業所が京都府側にあれば、「府内調達」と認める。京都府外であれば、「一部府内調達」とする。

Q 13 「京都府地域づくり優良工事施工者表彰」を受賞しているが、表彰結果通知書を紛失した。表彰状の写しで良いか。

A 13 不可。当該入札の参加資格認定業種と表彰結果通知書の「京都府建設工事競争入札参加資格審査における主観点加算の対象となる工事の種類」が一致する必要があるが、表彰状には記されていない（土木一式、舗装等の業種）。再発行はできないが、奥書証明は発行できるので相談されたい。

○ 総合評価競争入札(簡易型)の落札者決定基準(土木一式等) 令和5年9月22日以降適用

加算点評価項目	評価内容	加算点	技術重視型	地域活性化型															
				スタンダード	若手・女性 チャレンジ	受注機会 促進	発注者 指定工事評価	橋梁等発注者 指定工事評価	週休2日工事 促進	ICT活用工事 促進	企業 チャレンジ	企業 チャレンジ2							
施工計画	品質管理	必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。 必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる。	2 1.5	○	-	-	-	-	△	-	-	-	-						
	施工管理・安全管理等	必要事項の記載が適切である。(共通性様書程度) 必要事項の記載が無いものがある又は提案数が超過している 記載が無い又は不適	1 0											×	△	△	△	○	△
		失格																	
配置予定技術者	同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評点 (所有する国家資格) ※1 ＜配置予定技術者の従事している工事件数(従事件数×0.1)＞ ※2	80点以上 (1級 国家資格者)	1	○	○	-	○	-	○	△	△	△	△						
		77.5点以上 80点未満	0.9																
		75点以上 77.5点未満	0.8																
		72.5点以上 75点未満	0.7																
		70点以上 72.5点未満	0.6																
67.5点以上 70点未満	0.5																		
65点以上 67.5点未満	0.4																		
65点未満、実績無し、又は調査(その他技術者又は調査基準価格未満の入札を行った者)	0																		
技術者の継続教育(CPD)	2年間の取得単位30単位以上	0.8	○	○	-	○	-	○	△	△	-	-							
	2年間の取得単位15~29単位	0.5																	
	2年間の取得単位15未満 又は 調査基準価格未満の入札を行った者	0																	
若手又は女性技術者の配置	35歳以下の技術者を配置 36歳以上40歳以下の男性技術者又は女性の技術者を配置 上記以外の技術者を配置	1 0.5 0	1	-	-	○	-	△	-	-	-								
建設機械保有	経営事項審査において加算対象となる建設機械の保有状況	保有台数4台以上	1	○	○	○	○	○	-	○	○	△	△						
		保有台数3台	0.9																
		保有台数2台	0.8																
保有台数1台	0.7																		
保有無し	0																		
表彰	京都府地域づくり優良工事施工表彰	優秀賞 受賞あり(回数制限)	1(0.3)	○	○	-	△	△	-	△	△	-	-						
		奨励賞 受賞あり(回数制限)	0.5(0)																
無し	0																		
働き方改革への取組み	週休2日工事の取組(実績) ※3	4週8休以上を実施する	1	△	-	-	-	-	△	○	-	-	△						
		4週6休以上4週8休未満を実施する 実施しない又は過去に加算されたが取り組まなかったもの	0.5 0																
生産性向上への取組み	ICT活用工事の取組(実績) ※3	5つの施工プロセスを実施する	1	△	-	-	-	-	△	-	○	-	△						
		3つ以上の施工プロセスを実施する 実施しない又は過去に加算されたが取り組まなかったもの	0.5 0																
地域調達・雇用	府内企業の下請	施工体制における府内企業の下請の状況	申請点=下請率×府内下請率×3+(1-下請率)×3 (小数第1位止)	3~0	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
		調査基準価格未満の入札を行った者 申請点×(-1) 下請率100%	0~-3 失格																
	府内資材調達	指定資材の府内調達の状況	すべて府内調達(申請点=1点) 一部府内調達(申請点=0.5点) 府内調達無し(申請点=0点) 調査基準価格未満の入札を行った者 申請点×(-1)	1 0.5 0 -1,-0.5	1	○	○	○	○	○	○	○	○						
			「技術職員数」の維持	-10%≤減少率 -20%≤減少率<-10% 又は 減少率<-20% かつ 2人以内の減 減少率<-20% かつ 3人以上の減	0.25 0									0.5					
	雇用	各業種毎に雇用している「技術職員数」 ※4	技術職員数16人以上 (技術職員数6人以上)	0.5 0.4	○	○	○	○	-	○	○	○	○	△					
			技術職員数13~15人 (技術職員数5人)	0.3															
技術職員数10~12人 (技術職員数4人)	0.2																		
技術職員数7~9人 (技術職員数3人)	0.1																		
技術職員数4~6人 (技術職員数2人)	0																		
技術職員数3人以下 (技術職員数1人以下)	0																		
CCUSの活用	CCUSへの事業者登録及び活用	CCUSへの事業者登録及び活用 CCUSへの事業者登録無し	1 0	1	△	△	△	△	△	△	△	△	△						
地域への貢献	地域維持業務の実績	冬期維持管理部門(除雪等業務委託)又は維持修繕部門(小修繕工事)の実績 ※5,7	冬期維持管理部門の表彰有り ※8 維持修繕部門の表彰有り ※8 表彰無し	1 0.5 0	1	△	△	△	△	△	△	△	△						
		災害協定の締結 ※6,7	工事箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結している団体の構成員 協定締結無し	1 0	0.5	△	△	△	△	△	△	△	△						
	災害協定の有無	災害協定の締結有り 協定締結無し	0.5 0	0.5	△	△	△	△	△	△	△	△							
	発注者指定工事の受注実績	過去2年間における発注者指定工事の受注実績	2件以上 1件 実績無し	0.5 0 0	1	-	-	-	○	-	-	-	-						
	橋梁等発注者指定工事の受注実績	橋梁等発注者指定工事の受注実績	2件以上 1件 実績無し	1 0.5 0	1	-	-	-	-	○	-	-	-						
	橋梁等発注者指定工事の企業としての成績	橋梁等発注者指定工事の企業としての最高評点	80点以上 75点以上 80点未満 75点未満、実績無し、又は 調査基準価格未満の入札を行った者	1 0.5 0	1	-	-	-	-	○	-	-	-						
その他	緊急時の現場対応	主たる営業所の所在地(主又は従たる営業所の所在地) ※9	※この項目は、出水時等に緊急対応が必要な河川・砂防工事や、現道沿いの山切工事等と設定する。 現場の土木事務所管内 (京都府内) ※9 現場の土木事務所管外 (京都府外) ※9	1 1 0	1	△	△	△	△	△	△	△	△						
	受注実績	発注年度の4月1日から公告日までの受注実績	0件 上記以外	1 0	1	-	-	-	○	-	-	-	△						
	短期間の集中受注	短期間に同一発注エリアで落札決定された工事の受注実績	0件 上記以外	0 0	0.0001	0.0001	-	△	△	-	△	△	△						
	自由枠(チャレンジ枠)	発注者が提示する内容への取組み	発注者が指定した取組みの内、2つに取り組み 発注者が指定した取組みの内、1つに取り組み 発注者が指定した取組みの実施予定は無い	1 0.5 0	1	-	-	-	-	-	-	-	△						
加算点合計(最大)				20.3点	14,3001点	12,5001点	15.3点	13,5001点	16.8点	15,3001点	15,3001点	11,5001点	15,5001点						

※1: 予定価格2,500万円未満の場合、「配置同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評点の評価」の代わりに、右側()書きの「所有する国家資格」を適用する。
企業チャレンジタイプ、企業チャレンジタイプでは、予定価格4,500万円未満の場合、右側()書きの「所有する国家資格」を適用する。
※2: 減点の範囲は、当該項目における加算を上回る。
※3: 週休2日工事の実績を評価する場合は、「4週8休以上の実績有り」「4週6休以上4週8休未満の実績有り」「実績無し」の3段階で評価する。
ICT活用工事の実績を評価する場合は、「5つの施工プロセスの実績有り」「3つ以上の施工プロセスの実績有り」「実績無し」の3段階で評価する。
※4: 予定価格4,500万円未満の場合、「技術職員数」は右側()書きの評価内容を適用する。

※5: 表彰は工事箇所が存在する管内の土木事務所長からの表彰に限る。
除雪業務に密着して関連する道路工事等に適用する。
※6: 災害協定に基づき出動記録を行った被災箇所における災害復旧工事等に適用する。
※7: 「地域維持業務(冬期維持管理部門又は維持修繕部門)」と「災害協定の締結」とは重複して評価対象としない。
※8: 「冬期維持管理部門」と「維持修繕部門」の実績は重複して評価対象としない。
※9: 橋梁等発注者指定工事詳細タイプの場合、右側()書きの「主又は従たる営業所の所在地」を適用する。

○ 総合評価競争入札(簡易型)の落札者決定基準(舗装) 令和5年9月22日以降適用

加算点評価項目		評価内容	加算点	技術重視型	地域活性化型								
					スタンダード	若手・女性 チャレンジ	受注機会 促進	発注者 指定工事評価	週休2日工事 促進	ICT活用工事 促進	企業 チャレンジ	企業 チャレンジ2	
施工計画	品質管理	必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。	2	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
		必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる。	1.5										
	必要事項の記載が適切である。(共通仕様書程度)	1											
	必要事項の記載が無いものがある又は提案数が超過している 記載が無い又は不適	0 失格											
配置予定技術者	同規模工事の監理技術者又は 主任技術者としての最高評点	80点以上	0.8	○	○	-	○	-	△	△	△	△	
		77.5点以上 80点未満	0.7										
		75点以上 77.5点未満	0.6										
		72.5点以上 75点未満	0.5										
		70点以上 72.5点未満	0.4										
		67.5点以上 70点未満	0.3										
	<配置予定技術者の従事して いる工事件数(従事件数×-0.1)> ※1	65点以上 67.5点未満	0.2										
		65点未満 実績無し、又は 調査基準価格未満の入札を行った者	0										
		2年間の取得単位数30単位以上	0.8										
		2年間の取得単位数15~29単位 2年間の取得単位数15単位未満 又は 調査基準価格未満の入札を行った者	0.5 0										
1級舗装施工管理技術者資格の 有無	資格有り	0.2	○	○	-	○	-	△	△	-	-		
	資格無し	0											
若手又は女性技術者の配置	35歳以下の技術者を配置	1	-	-	○	-	-	-	-	-	-		
	36歳以上40歳以下の男性技術者 又は 女性の技術者を配置 上記以外の技術者を配置	0.5 0											
建設機械保有	舗装専用機械の保有状況	複数台所有(長期リースによる保有を含む)	1	○	○	○	○	○	○	○	△	△	
		1台保有(長期リースによる保有を含む) 自社所有でない 又は 資料提出無し	0.5 0										
表彰	京都府地域づくり 優良工事施工者表彰	優秀賞 受賞あり(回数制限)	1(0.3)	○	○	-	△	△	△	△	-	-	
		奨励賞 受賞あり(回数制限)	0.5(0)										
		無し	0										
働き方改革への取組み	週休2日工事の取組(実績) ※2	4週8休以上を実施する	1	△	-	-	-	-	○	-	-	△	
		4週6休以上4週8休未満を実施する 実施しない又は過去に加算されたが取り組まなかったもの	0.5 0										
生産性向上への取組み	ICT活用工事の取組(実績) ※2	5つの施工プロセスを実施する	1	△	-	-	-	-	-	○	-	△	
		3つ以上の施工プロセスを実施する 実施しない又は過去に加算されたが取り組まなかったもの	0.5 0										
地域 調達・ 雇用	府内企業の下請	施工体制における府内企業の下請の状況	申請点=下請率×府内下請率×3+(1-下請率)×3 [小数第1位止め]	3~0	○	○	○	○	○	○	○	○	
		調査基準価格未満の入札を行った者 申請点×(-1) 下請率100%	0~-3 失格										
	府内資材調達	指定資材の府内調達の状況	すべて府内調達(申請点=1点)	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			一部府内調達(申請点=0.5点) 府内調達無し(申請点=0点) 調査基準価格未満の入札を行った者 申請点×(-1)	0.5 0 -1,-0.5,0									
	雇用	「技術職員数」の維持	-10%≦減少率	0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	△
			-20%≦減少率<-10% 又は 減少率<-20% かつ 2人以内の減	0.25									
減少率<-20% かつ 3人以上の減			0										
技術職員数16人以上 (技術職員数6人以上)			0.5										
各業種毎に雇用している 「技術職員数」	技術職員数13~15人 (技術職員数5人)	0.4											
	技術職員数10~12人 (技術職員数4人)	0.3											
	技術職員数7~9人 (技術職員数3人)	0.2											
	技術職員数4~6人 (技術職員数2人)	0.1											
技術職員数3人以下 (技術職員数1人以下)	0												
CCUSの活用	CCUSへの事業者登録及び活用	1	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
CCUSへの事業者登録無し	0												
地域への 貢献	地域維持業務の実績	冬期維持管理部門(除雪等業務委託)又は維持修繕部門(小修繕工事)の実績 ※3	1 0.5	△	△	△	△	△	△	△	-	-	
		維持修繕部門の表彰有り ※4 表彰無し	0										
その他	発注者指定工事の 受注実績	過去2年間における発注者指定工事の受注実績	2件以上 1件 実績無し	1 0.5 0	-	-	-	○	-	-	-	-	
		発注年度(4月1日から公告日 までの受注実績)	0件 上記以外	1 0									
	受注実績	発注年度(4月1日から公告日 までの受注実績)	0件 上記以外	1 0	-	-	-	○	-	-	-	-	△
			短期間の集中受注	短期間に同一発注エリアで落札 決定された工事の受注実績									
自由枠(チャレンジ枠)	発注者が提示する内容への取組み	発注者が指定した取組みの内、2つに取り組む	1	-	-	-	-	-	-	-	-	△	
		発注者が指定した取組みの内、1つに取り組む 発注者が指定した取組みの実施予定は無い	0.5 0										
加算点合計(最大)				16.8点	12.8001点	11.0001点	13.8点	12.0001点	13.8001点	13.8001点	9.8001点	13.8001点	

※1: 減点の範囲は、当該項目における加算点を上限とする。
 ※2: 週休2日工事の実績を評価する場合は、「4週8休以上の実績有り」「4週6休以上4週8休未満の実績有り」「実績無し」の3段階で評価する。
 ICT活用工事の実績を評価する場合は、「5つの施工プロセスの実績有り」「3つ以上の施工プロセスの実績有り」「実績無し」の3段階で評価する。
 ※3: 表彰は工事箇所が存在する管内の土木事務所長からの表彰に限る。
 除雪業務に密接に関連する除雪工事等に適用する。
 ※4: 「地域維持業務(冬期維持管理部門と維持修繕部門)の実績」は重複して評価対象としない。



〇〇土第〇〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社
〇〇 〇〇 様

京都府〇〇〇〇事務所長 印

発注者指定工事実績証明書

京都府が発注した下記工事は、発注者指定工事であることを証明する。

業 種: 〇〇工事(例:土木一式工事)
工 事 名: 〇〇〇〇〇〇〇〇工事
工 事 番 号: 〇〇〇第〇〇〇〇号の〇の〇
契 約 日: 令和〇〇年〇月〇日
完 成 検 査 日: 令和〇〇年〇月〇日
受 注 者: 〇〇〇〇〇株式会社
(建設業許可番号〇〇-〇〇〇〇〇〇〇)

監理(主任)技術者名: 〇〇 〇〇
(生年月日昭和or 平成〇〇年〇月〇日)
(監理技術者交付番号第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号)

発 注 者: 〇〇土木事務所
備 考: 本工事の受注実績は、総合評価競争入札(発注者指定工事評価タイプ)において加算点の対象となる。ただし、上記発注者が発注する工事に限る。



〇〇土第〇〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社
〇〇 〇〇 様

京都府〇〇〇〇事務所長 印

橋梁等発注者指定工事実績証明書

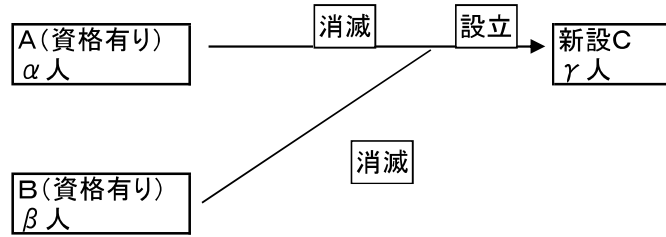
京都府が発注した下記工事は、橋梁等発注者指定工事であることを証明する。

業	種:	〇〇工事(例:土木一式工事)
工	名:	〇〇〇〇〇〇〇〇工事
工	番	号: 〇〇〇第〇〇〇〇号の〇の〇
契	約	日: 令和〇〇年〇月〇日
完	成	日: 令和〇〇年〇月〇日
受	注	者: 〇〇〇〇〇株式会社 (建設業許可番号〇〇-〇〇〇〇〇〇〇)
成	績	点: 〇〇 〇〇点
発	注	者: 〇〇土木事務所
備	考:	本工事の受注実績及び成績評定点は、総合評価競争入札(橋梁等発注者指定工事評価タイプ)において加算点の対象となる。ただし、上記業種の工事に限る。

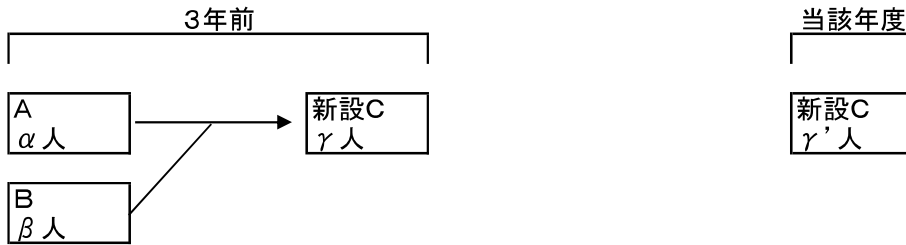
企業合併等が行われた場合の雇用維持の考え方(別図)

(別図 I)

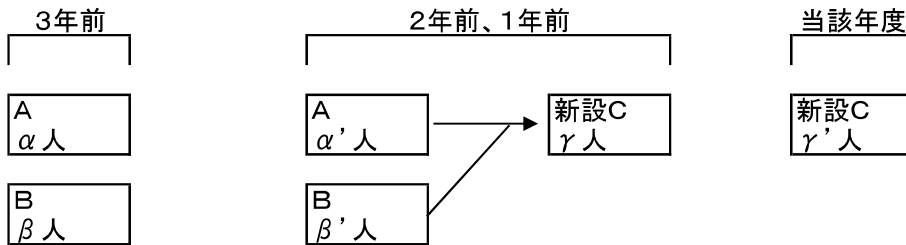
ケース I 2以上の個人又は法人が会社法に基づく合併により新規法人を設立する場合



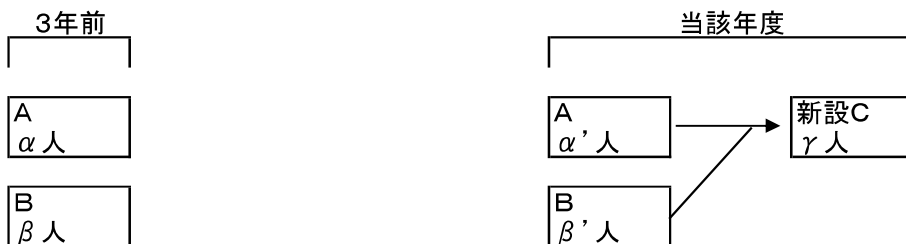
ケース I-① γ と γ' で比較



ケース I-② α と β の多い方と γ' で比較

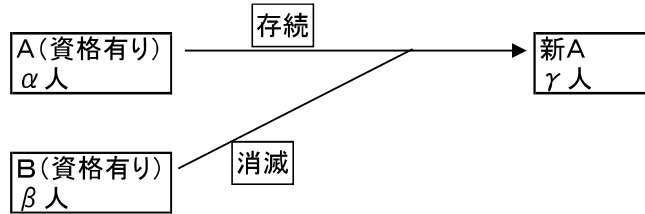


ケース I-③ α と β の多い方と γ で比較

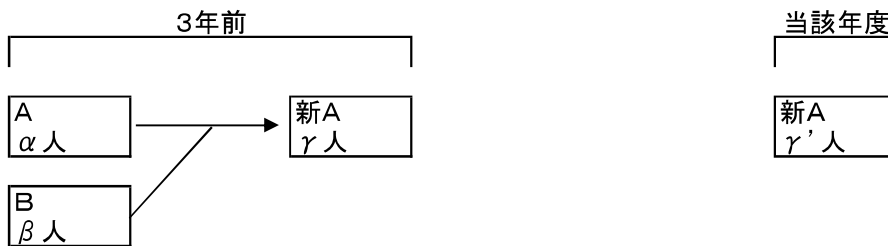


(別図Ⅱ)

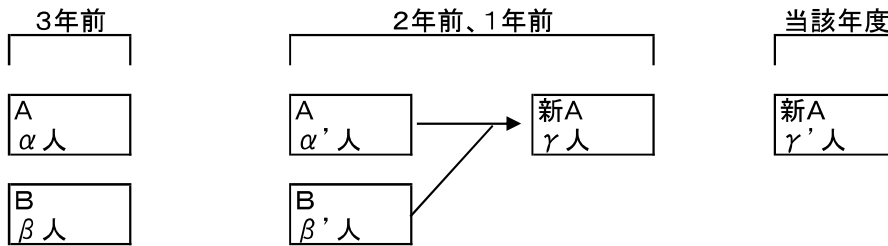
ケースⅡ 会社法に基づく合併によりその一方が存続又は営業の全部譲渡を受けた場合



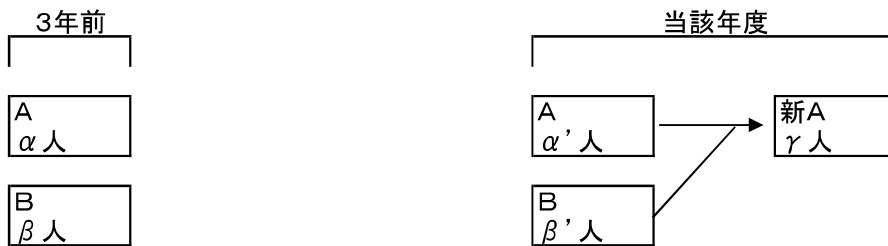
ケースⅡ-① γ と γ' で比較



ケースⅡ-② α と γ' で比較



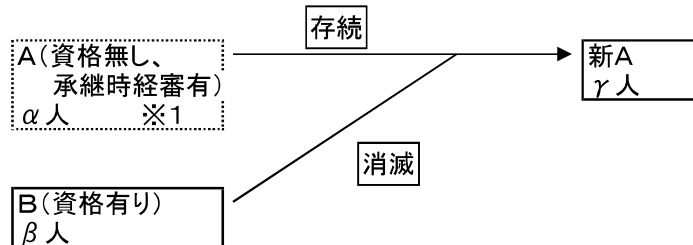
ケースⅡ-③ α と γ で比較



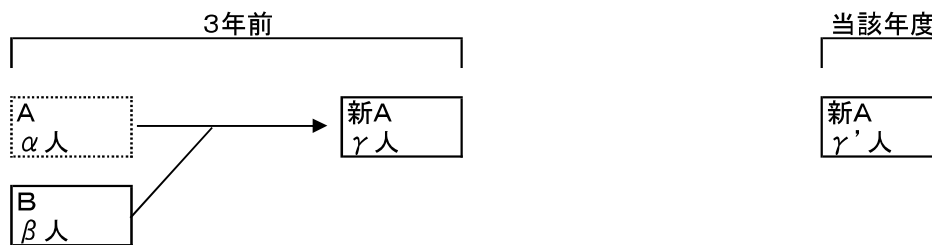
※新Aについては、名称変更により、必ずしもAと同名ではない(社名のみBになっている等)ので注意

(別図Ⅲ)

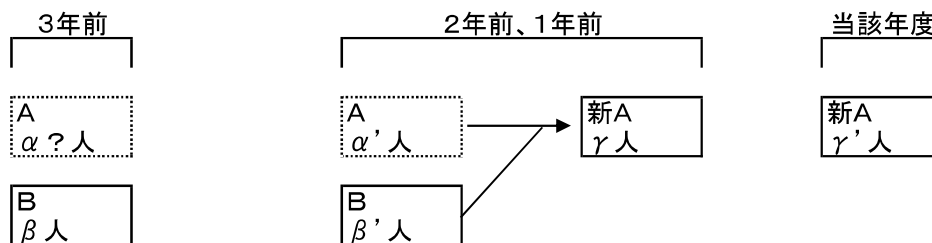
ケースⅢ 会社法に基づく合併によりその一方が存続又は営業の全部譲渡を受けた場合で有資格者が消滅する場合



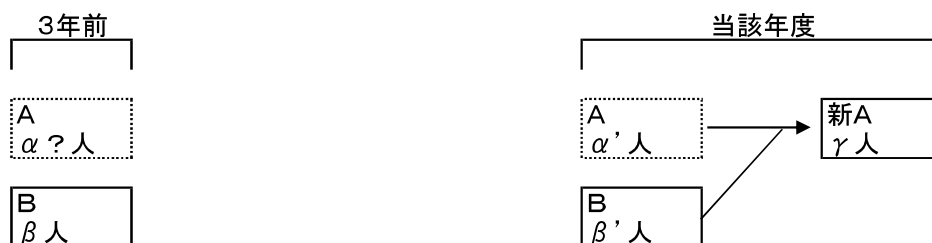
ケースⅡ-① γ と γ' で比較



ケースⅡ-② β と γ' で比較



ケースⅡ-③ β と γ で比較



※Aについては、必ずしも、経審データが存在するわけではないため、Bのデータを採用すること
※新Aについては、名称変更により、必ずしもAと同名ではない(社名のみBになっている等)ので注意